

議第79号

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

高島市長 福井正明

---

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（令和元年高島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の部行政職給料表の項中「1号給から17号給まで」を「3号給から19号給まで」に、(6)の部労務職給料表の項中「15号給から31号給まで」を「17号給から33号給まで」に改める。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。